

大阪市生野区役所電子番号表示機、
行政情報・広告掲載表示機及び
番号発券機等設置事業者募集要項

令和 8 年 1 月
大阪市生野区役所

目 次

ページ

1 施設の概要	1
2 募集広告媒体等	1
3 応募資格要件	1
4 使用条件等	2
5 応募申込手続等	4
6 質疑書の提出及び回答	4
7 價格提案書の提出及び審査	4
8 広告掲出許可申請手続	6
9 設置予定事業者決定の取消し	6
10 その他	6
11 募集に関する問い合わせ先	7
事務の進め方	8

大阪市生野区役所電子番号表示機、行政情報・広告掲載表示機及び 番号発券機等設置事業者募集要項

大阪市生野区役所庁舎を民間企業等との協働により市の新たな財源確保し、区民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、大阪市生野区役所の所定の場所において本市が提示する諸条件の下、電子番号表示機、行政情報・広告掲載表示機及び番号発券機等の設置事業者（以下「設置事業者」という）を募集します。

参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申込みください。

1 設置施設の概要

（1）名称

生野区役所

（2）設置施設の所在地

大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

（3）庁舎開庁時間

月曜日から木曜日及び第4日曜日：午前9時から午後5時30分

金曜日：午前9時から午後7時

※ただし、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は除く。

※繁忙期は上記以外にも臨時に開庁する場合があります。

（4）平均来庁者数

約1,100名／日（推定）

2 募集広告媒体等

（1）募集広告媒体

所在地（住居表示） 使用許可場所	設置する広告媒体・数量	位置	最低使用料 (月額税抜)
大阪市生野区勝山南3丁目1番19号 生野区役所 1階、2階、4階	別紙仕様書参照	別図	非公表

（2）設置内容

別紙仕様書のとおり

3 応募資格要件

応募者は、次に掲げる要件を満たした法人たる広告代理店とします。

- （1）成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- （2）広告等設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有していること。
- （3）国税、市町村民税、消費税及び地方税の未納がないこと。
- （4）大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。

- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 当区が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- (7) 別紙仕様書に記載の内容を遵守できること。

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
 - (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
 - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

4 使用条件等

(1) 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、別紙仕様書に基づいた電子番号表示機等の設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財

産目的外使用許可（以下「使用許可」という）を受けて使用します。

（2）使用許可の期間

使用許可の期間は、令和8年5月1日から令和9年3月31日までとします。

当初設定した公募条件を変更しないことを前提として、使用許可期間満了の30日前までに書面により本市に申し出を行い、承認を得たうえで、1年毎の期間で更新ができるものとします。また、更新を希望しない場合は、使用許可期間満了の3か月前までに、書面にて意思表示をしてください。

更新については、当初の使用許可開始期間から通算5年（最長で令和13年4月30日まで）を超えることができないものとします。

（3）使用料

ア 本市が設定する最低使用料（予定価格）以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。なお、設置事業者を決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税及び地方消費税相当額（10%）（以下「消費税等」という。）を加算します。なお、使用許可期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。

イ 使用料は、別途発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければなりません。なお、公用又は公共用に供する必要が生じ、使用許可を取り消した場合を除いて、既納の使用料は還付しません。

（4）保証金

設置事業者は、保証金として、次に掲げる金額を別途発行する納入通知書により、一括で納入期限までに納付しなければなりません。ただし、使用料全額前納を条件に免除します。

・使用料（消費税等を加算したもの）の3月分

（5）経費の負担

設置事業者は使用料等以外に次の経費を負担するものとします。

・機器設置に係る費用、撤去費用、消耗品、保守運営にかかる費用等一切の費用
・モニターの使用にかかる電気料金

（6）遵守事項及び使用上の制限

設置期間前及び設置期間中は、次のことを遵守してください。

ア 応募条件及び別紙仕様書を遵守し、行政財産使用料を期限までに確実に納付してください。

イ 広告掲載にあたっては、関係法令及び「大阪市行政財産広告取扱規則」、「大阪市生野区役所広告掲載要領」を遵守し、事前に生野区役所の承認を得たうえで広告してください。

ウ 機器設置等にかかる物品の搬出入時間及び経路については、生野区役所と協議のうえ、指示に従ってください。

エ 機器の設置にあたっては、据付面等を十分確認したうえで安全設置してください。

エ 機器に関するトラブルや広告内容についての対応は、設置事業者において迅速に対応してください。

（7）原状回復

物件の返還時には、本市が承認する場合を除き、本物件を当初の使用許可時の原状に回復してください。

5 応募申込手続等

(1) 申込受付期間

令和8年1月20日（火）から令和8年2月18日（水）

午前9時30分から正午、午後1時から午後5時

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所

大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

大阪市生野区役所企画総務課（4階46番窓口）

(3) 申込手続

受付期間内に、応募に必要な書類を受付場所に直接持参してください。

（送付、電話、ファックス、電子メールによる受付は行いません。）

なお、応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

(4) 申込必要書類

名称	様式	部数	内容
(a) 応募申込書	様式1	1部	所定の用紙に必要事項を記入
(b) 誓約書	様式2	1部	所定の用紙に必要事項を記入
(c) 現在事項全部証明書	各種証明書（発行日から3か月以内のもの）	1部	発行日から3か月以内のもの
(d) 印鑑証明書	（発行日から3か月以内のもの）	1部	発行日から3か月以内のもの
(e) 会社概要・広告掲載例等	様式自由	1部	「3-(2)」にかかる設置実績について記載したもの。（会社パンフレットなど事業内容が判断できるもの及び広告掲載など広告枠設置にあたっての考え方、広告の規格、同種事例等の事業実績・広告料金など仕様書の内容を満たすと判断できるものなどを添付）

6 質疑書の提出及び回答

本募集要項に関する質問については様式3の質疑書を下記アドレスに電子メールにて提出してください。質疑書以外での質問は受け付けません。

(1) 質問受付期間 令和8年1月20日（火）から令和8年1月30日（金）午後5時まで

(2) 電子メール送信先 ikuno-keiyaku@city.osaka.lg.jp 生野区役所企画総務課

※電子メールのタイトルは、「生野区役所電子番号表示機等設置にかかる質疑書」としてください。

(3) 質問回答予定 令和8年2月4日（水）

回答要旨は本件募集ホームページに追加掲載します。ただし、質問がない場合は掲載しません。

7 価格提案書の提出及び審査

(1) 価格提案書の提出及び審査の日時

令和8年2月25日（水）午前11時から提出された価格提案書の審査を行います。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

生野区役所 5階 502会議室

(3) 提出書類(当日持参するもの)

ア 価格提案書(様式4)

イ 委任状(代理人により応募しようとする場合)(様式5)

ウ 実印(代理人により応募しようとする場合は委任状の「受任者欄」に押印した印鑑)

(4) 価格提案書の投函方法

ア 価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印(実印)の上、入札箱に投函してください。

イ 価格提案は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書(委任状の「受任者」欄に押印した印鑑を押印)と一緒に入札箱に投函してください。なお、価格提案書への押印は、委任状の「受任者」欄に押印した印鑑としてください。(「価格提案書の記載についての注意事項」及び価格提案書記載例を参照してください。)

(5) 応募価格の表示

応募価格は、月額使用料(税抜き)を表示してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

(7) 価格提案審査

ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募者立会いのもとで行います。

イ 応募者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち会わせます。

ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、価格提案審査の結果について異議を申し立てることはできません。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

ア 最低使用料(予定価格)を下回る価格によるもの。

イ 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。

ウ 記名押印(実印または委任状の「受任者」欄に押印した印鑑)がないもの。

エ 所定様式の価格提案書を用いないで価格提案したもの。

オ 同一物件について応募者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。

カ 同一物件について応募者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。

キ 同一物件について他の応募者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。

ク 応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。

ケ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。

コ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。

サ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者は、本市が設定する最低使用料（予定価格）以上で、かつ最高金額をもつて有効な価格提案した者とします。

なお、設置予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。この際に、価格提案書に押印した印鑑が必要です。

当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の発表及び公表

設置予定事業者を決定したときは、設置予定事業者名及び決定価格、並びに設置予定事業者以外の応募者名及び応募価格の発表を行います。設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募者に公表します。

「使用予定事業者名」及び「決定使用料」を記載した価格提案審査経過調書を作成し、本市ホームページ上で公表します。

なお、電話での問い合わせに対しては、落札者名及び落札金額を回答します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがあります。

8 広告掲出許可申請手続

令和8年3月10日（火）までに、応募申込書に記載された名義で、「広告掲出許可申請書」（様式6）を提出してください。

9 設置予定事業者決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。

(2) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。

(3) その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

10 その他

(1) 応募申込者は、本募集要項及び仕様書等を熟読し、その内容を遵守してください。

(2) 応募申込及び使用許可の手続きに関する一切の費用については、応募申込者または設置予定事業者の負担となります。

(3) 使用料については、次の納入期限までに本市発行の納入通知書により全額を一括納付していただきます。

期 間	納 入 期 限
令和8年5月1日から令和9年3月31日まで	令和8年4月30日

(4) 提出された書類等は、返却できません。

11 募集に関する問い合わせ先

担当 大阪市生野区役所企画総務課

住所 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号（生野区役所4階46番）

電話 06-6715-9625

事務の進め方

